

平成26年5月12日

原子力所在地域首長懇談会 座長  
東海村長 山田 修 殿  
県央地域首長懇話会 座長  
水戸市長 高橋 靖 殿

日本原子力発電株式会社  
取締役社長 濱田 康 男

東海第二発電所の設置変更許可申請(安全審査申請)に係る申入れについて[ご回答]

平成26年4月22日付で貴原子力所在地域首長懇談会並びに貴県央地域首長懇話会から頂きました「東海第二発電所の設置変更許可申請（安全審査申請）に係る申入れ」につきましては、下記のとおりご回答申し上げます。

今後とも平成26年3月5日に取交しました覚書の内容を誠実に遵守するとともに、今回の申入れのご趣旨に則り、真摯に対応してまいります。

記

1. 今回の東海第二発電所の設置変更許可申請（安全審査申請）は、安全性向上に資するものであり、再稼働に直結するものではないことを確認いたします。  
なお、本内容については、既に折込みチラシに記載し、住民の皆様にも周知しております。
2. 安全協定見直しに向けた具体的な検討につきましては、原子力所在地域首長懇談会及び県央地域首長懇話会の皆様と、この5月から開始させていただきます。
3. これまで各自治体の皆様方にご説明してまいりました設置変更許可申請（安全審査申請）の概要等につきましては、今般の申入れのご趣旨を踏まえ、自治体の皆様方にご説明させて頂いた資料等を用い、当社ホームページへの掲載、新聞広告、折込みチラシ等を通じ、広く情報提供を既に始めております。  
今後とも、住民の皆様方に多様多彩な形で情報を提供してまいります。  
また、議会の皆様方に対しましても、情報提供を行うなど、よくご相談をしながら積極的な対応を行ってまいります。

なお、情報提供にあたっては、福島原発の事故原因と対比するなど、住民の皆様方、議会の皆様方に分かりやすいものになるよう工夫いたします。

4. 設置変更許可申請（安全審査申請）後の原子力規制委員会の審査状況等につきましては、逐次、情報提供を行ってまいります。
5. 使用済燃料の安全対策につきましては、設置変更許可申請（安全審査申請）により、原子力規制委員会の審査を受けて基準地震動が決定し、基準に適合した対応が可能となることから、積極的な対応を図り、乾式キャスクでの保管について準備を早急に進め実現に努めます。

引き続き、各自治体の皆様方のご理解が得られるよう、会社を挙げて全力で取り組んでまいりますので、何卒、ご理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

以 上

## 東海第二発電所の安全対策に関する地域の皆様方への情報提供の状況及び今後の対応について

東海第二発電所の安全対策に関する地域の皆様方への情報提供につきましては、これまでもプレス発表や折込みチラシ等を通じて対応してきましたが、今後も以下のとおり、当社ホームページへの掲載、新聞広告、折込みチラシ等により、広く情報提供してまいります。

### 1. げんでん東海(新聞折込みチラシ)

#### (1) 配布先と内容

当社は、これまでに新聞折込みチラシ(「げんでん東海」)を用いて、定期的に東海第二発電所での安全対策について地域の皆様へお知らせする取組みを行ってきております。

昨年10月からは、従来の発電所周辺9市町村(東海村、那珂市、ひたちなか市、水戸市、日立市、常陸太田市、常陸大宮市、城里町、大洗町)に周辺6市町(笠間市、小美玉市、茨城町、鉾田市、高萩市、大子町)を加えた周辺15市町村(約40万部)へ配布先を拡大し、定期的に発行を継続して東海第二発電所の安全対策についてお知らせしています。

今後、新規制基準への適合性確認に係る東海第二発電所の対応内容について、以下のテーマごとに定期的に「げんでん東海」を用いて継続してお知らせすることを計画しております。

なお、「げんでん東海」は当社ホームページにも掲載してお知らせしています。

時 期	テ ー マ
4月24日	東海第二発電所の主な対応 / 新規制基準の説明【発行済】
5月	東海第二発電所の具体的な対応(地震・津波対策)
6月	東海第二発電所の具体的な対応(炉心損傷防止対策)
7月	東海第二発電所の具体的な対応(格納容器破損防止対策)
8月	東海第二発電所の具体的な対応(放射性物質の拡散抑制対策)
9月	東海第二発電所の具体的な対応(電源の信頼性向上)
10月	東海第二発電所の具体的な対応(自然現象や火災に対する対策)

\* 上記テーマは今後見直しすることもあります。また、11月以降もテーマを検討し、継続します。

#### (2) 公共施設への配備

既に関係自治体のご了解を頂き、一部自治体の庁舎にチラシを置かせて頂いておりますが、引き続き関係自治体の皆様方のご了解を得て、公民館、図書館などの公共施設等に、置かせて頂く箇所を増やしてまいります。

### 2. プレス発表、ホームページでの情報公開

東海第二発電所の設置変更許可の申請前に、関係自治体の皆様方へ事前説明してきた申請内容の概要(A3版資料)について、4月22日付で、ホームページに掲載するとともに、県政記者クラブへ内容を説明しました。

[13社18名参加、説明及び質疑時間1時間10分]

また、これまでに当社は、東海第二発電所の安全対策工事の進捗について、プレス発表を定期的に行っております。  
今後も、定期的に安全対策工事の進捗や原子力規制委員会の審議状況などを継続してプレス発表やホームページに掲載してお知らせするとともに、県政記者クラブ等へ内容を説明してまいります。

〈参考〉プレス発表後の当社ホームページアクセス数

4月22日16:00から5月9日16:50までの間…1,484アクセス、その内394アクセスが茨城県内からのもの

### 3. 新聞広告の掲載

新規制基準への適合性確認に係る東海第二発電所の対応内容について、茨城県内発行の一般紙に新聞広告を掲載(4月29日付:読売新聞、東京新聞、5月1日付:産経新聞、茨城新聞、5月4日付:朝日新聞、5月5日付:毎日新聞)し、茨城県内の皆様へ広くお知らせしました。

### 4. パンフレットの製作

設置変更許可申請の内容を分かりやすくまとめたパンフレットの製作を予定しています。

### 5. 映像媒体の製作

安全対策の実施状況を分かりやすくまとめたビデオ等の映像媒体の製作を予定しています。

### 6. その他

今後の対応については、関係自治体等と相談の上柔軟に対応してまいります。

### 7. 添付資料

- (1)東海第二発電所 新規制基準適合性に係る申請の概要について
- (2)「げんでん東海」東海第二発電所からのお知らせ
- (3)新聞広告

以上

# 東海第二発電所 新規制基準適合性に係る申請の概要について

平成 26 年 4 月  
日本原子力発電株式会社

## I. 概要

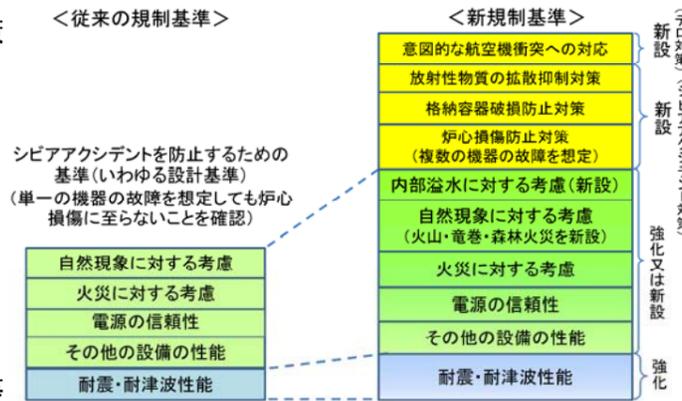
東海第二発電所について、平成25年7月8日に施行された新規制基準への適合性を確認する審査を受けるための申請。

## II. 新規制基準適合のための主な対応

新規制基準への適合性においてポイントとなる主な安全対策は以下のとおり。

### 【設計基準対応】

- 地震対策、津波対策
  - 自然現象（火山活動、竜巻等）への対策
  - 内部溢水対策
  - 火災防護対策
  - 外部電源の信頼性
- ### 【重大事故等対応】
- 炉心損傷防止対策
  - 格納容器破損防止対策
  - 放射性物質の拡散抑制対策
  - 使用済燃料プールの燃料損傷防止対策等

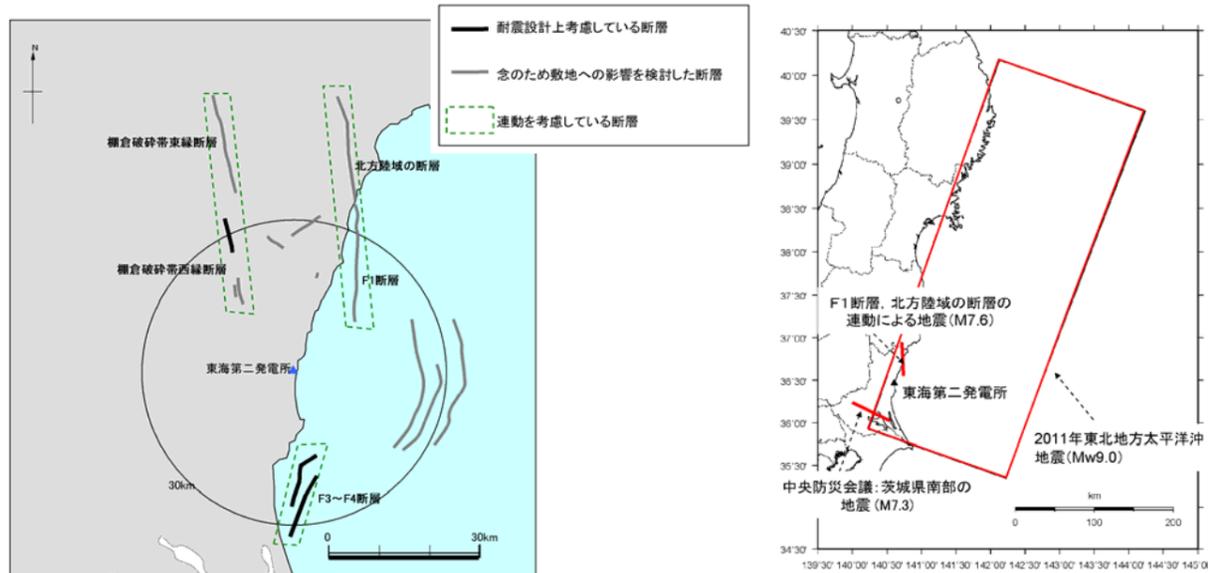


出典：原子力規制委員会資料

## III. 設計基準対応

### (1) 地震対策

- 当社が実施した地質調査の結果、敷地には活断層がないことを確認
- これまでの調査結果や最新の知見を踏まえ検討用地震を見直し
  - ① 内陸地殻内地震（F1断層、北方陸域の断層の連動による地震：M7.6）
  - ② プレート間地震（2011年東北地方太平洋沖地震：Mw9.0）
  - ③ 海洋プレート内地震（中央防災会議：茨城県南部の地震：M7.3）
- 基準地震動として3波策定※ 新Ss-D：700ガル、新Ss-1：788ガル、新Ss-2：901ガル
  - ※ 基準地震動は、波の伝わる速度が700m/s以上の岩盤上（速度が速いほど岩盤は硬い）で策定する必要がある。東海第二発電所の基準地震動は、そのような岩盤の現れる位置（解放基盤表面）として地表から深さ378m位置で策定している。



### (2) 津波対策

地震及び地震以外に起因する津波を評価した結果、最大となるプレート間地震による津波を基準津波とした。

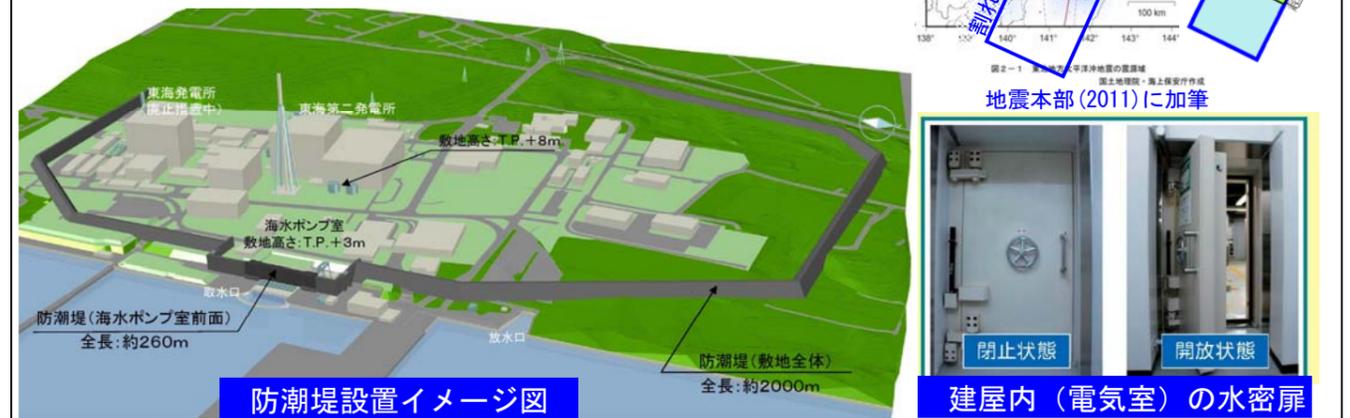
- ① 地震規模：2011年東北地方太平洋沖地震の割れ残り領域からMw8.7と設定
- ② すべり量：中央防災会議（2012）の方法に基づき設定
- ③ その他：破壊開始点の不確かさ等の影響を考慮

#### 基準津波による評価点での水位

- ・ 取水口前面での最高水位：T.P. +14.3m
- ・ 防潮堤位置での最高水位：T.P. +17.2m
- ・ 取水口前面での最低水位：T.P. -5.3m（T.P.：東京湾平均海面）

#### 【主な対策】

- 防潮堤（T.P. +18m以上）の設置、重要な建屋扉の水密化等実施



### (3) その他の自然現象（火山活動、竜巻等）に対する対策

#### ① 火山活動

原子力規制委員会の火山影響評価ガイドに沿って、将来の活動可能性が否定できない12火山を抽出し、設計対応不可能な火山事象（火砕流等）が発電所に影響を及ぼす可能性は、十分に小さいことを確認した<sup>※1</sup>。また、降下火砕物（火山灰）については、敷地における堆積厚さを約40cmと設定した。火山灰の堆積荷重や閉塞等により、原子炉建屋や海水系等の安全機能を有する施設が機能を喪失しないように対応を行う。

#### 【主な対策例】

- 火山灰除去に必要な機材を配備、中央制御室の換気空調系の循環運転
- 火山灰の建屋内流入防止対策として空調フィルタの予備品の準備

※1 12火山は敷地から約90km以上と十分に離れている。

#### ② 竜巻

原子力規制委員会の竜巻影響評価ガイドに沿って、設計竜巻は最大風速92m/sに設定<sup>※2</sup>した。この設計竜巻による設計竜巻荷重（風圧力、気圧差、飛来物）に対して、原子炉建屋や海水系等の安全機能を有する施設が機能を喪失しないよう設計する。

#### 【主な対策例】

- 飛来物とならないように屋外配置の資機材等を固縛
- 安全上重要な施設を防護ネット等により飛来物の衝突から防護

※2 過去に発生した竜巻の風速等を調査した結果、藤田スケールのF3（70~92m/s）に基づき設定

#### (4) 内部漏水対策

配管の破損、消火活動に伴う放水、地震に起因する機器の破損等により発生する漏水に対して、非常用炉心冷却系等の安全機能を有する施設が、機能を喪失しないように設計する。

##### 【主な対策例】

- 耐震B、Cクラス機器の耐震補強による漏水量削減
- 水密扉や浸水防止堰の設置、貫通部の止水処理による漏水伝播経路の遮断
- 防護カバー設置による防護対象機器の被水防止、漏えい検知器による早期検知

#### (5) 火災防護対策

火災により、原子炉施設の安全性が損なわれないようにするため、以下の3つの概念に基づき対策を実施する。

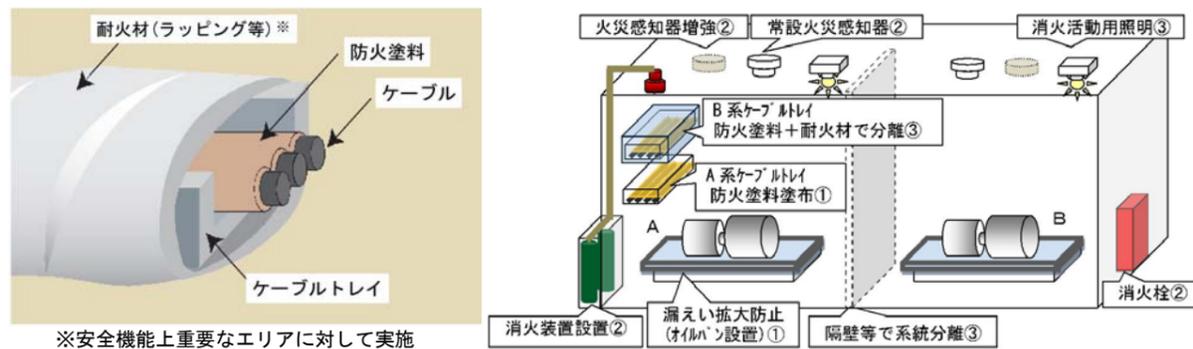
##### ①不燃性または難燃性材料を使用することにより火災発生を防止（火災発生防止）

⇒防火塗料(SFコート等)は、燃焼試験により難燃性材料と同等以上の性能を有していることを確認済。過去に塗布した防火塗料に加え、ケーブル全長に新たに防火塗料(SFコート等)を塗布する。

##### ②火災感知および消火を行えるよう火災感知設備と消火設備を配置（火災の感知・消火）

##### ③安全機能の重要度に応じ、火災区域・区画および隣接区画からの影響軽減（火災の影響軽減）

- 3時間以上の耐火隔壁等による系統分離
- 1時間以上の耐火隔壁等および自動消火設備による系統分離



耐火材巻き付けによるケーブル防護の例

#### (6) 外部電源の信頼性

外部電源の信頼性が十分に確保されていることを確認した。

- 275kV送電線(2回線)及び154kV送電線(1回線)は、それぞれ異なる変電所に接続
- 275kV送電線と154kV送電線は各々別の送電鉄塔に架線

### IV. 重大事故等対応

#### (1) 重大事故等対策

主な重大事故等に対する対策は以下のとおり。

##### 【炉心損傷防止対策】

- 高圧代替注水系の設置(常設)、低圧代替注水系の設置(常設)
- 低圧代替注水系(可搬型代替注水中型ポンプ、可搬型代替注水消防ポンプ)の配備
- 淡水貯水池の設置、●常設代替高圧電源装置の配備
- 代替残留熱除去系海水系として可搬型代替注水中型ポンプの配備、等

##### 【格納容器破損防止対策、放射性物質の拡散抑制対策】

- 格納容器圧力逃がし装置(フィルタ付ベント装置)の設置
- 代替格納容器スプレー冷却系、格納容器下部注水系(常設、可搬型)
- 静的触媒式水素再結合器の設置、等

#### (2) 有効性評価

- 炉心の著しい損傷防止 : 想定する事故シーケンスグループに対して、炉心の著しい損傷を防止するための対策が有効であることを確認
- 格納容器の破損防止 : 想定する格納容器破損モードに対して、格納容器の破損を防止し、かつ、放射性物質が異常な水準で敷地外へ放出されることを防止するための対策が有効であることを確認

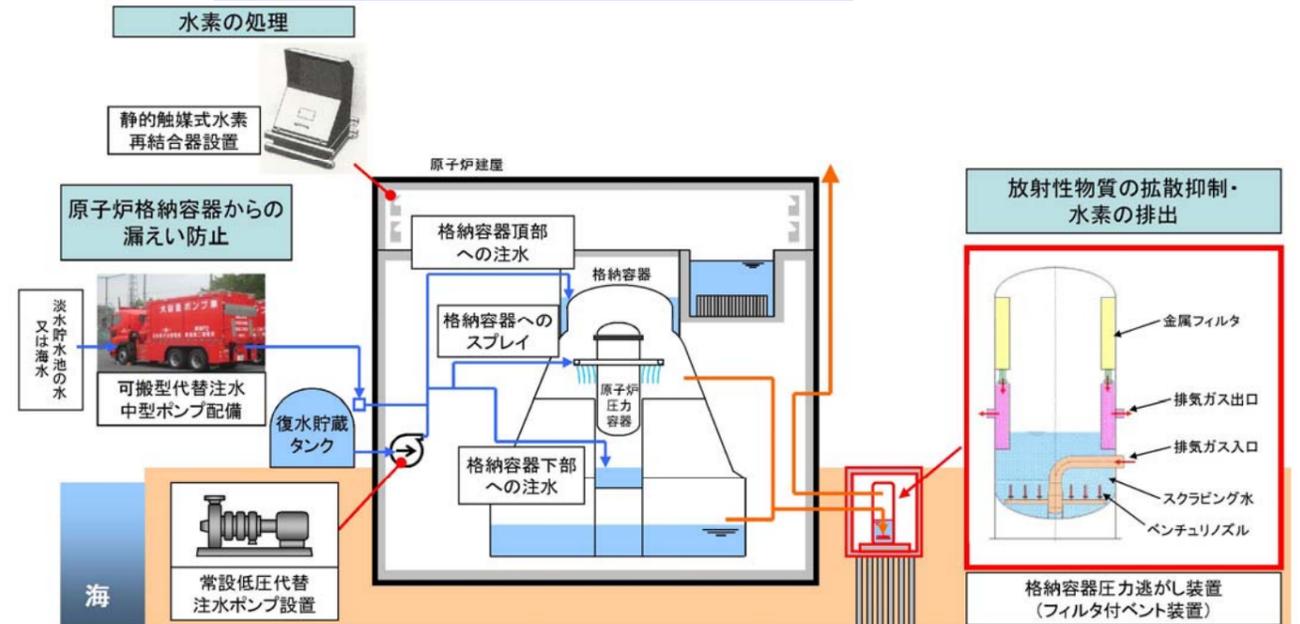
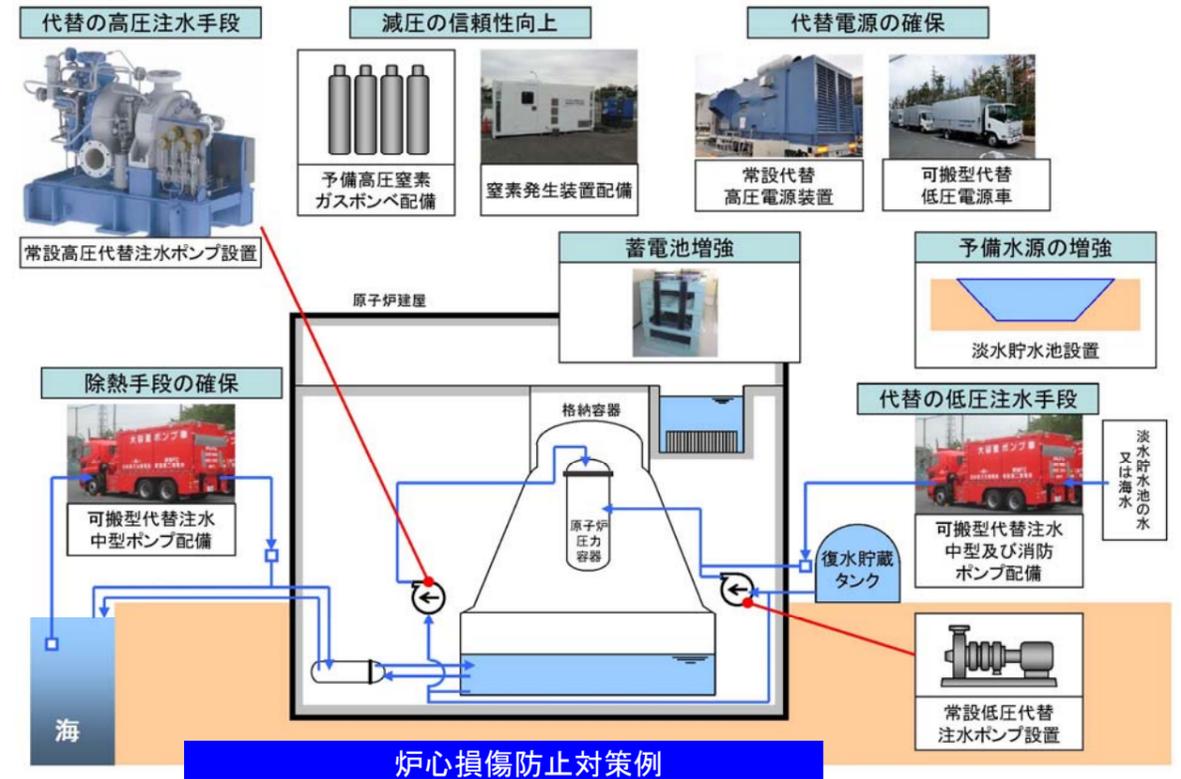
##### ●格納容器圧力逃がし装置を使用した場合の被ばく量評価、放出量評価を実施

##### ①炉心損傷を防止するためのベント:

- ・非居住区域境界外における線量は約0.12mSvであり、審査ガイドが示す概ね5mSv以下を確認

##### ②炉心損傷後の格納容器破損防止のためのベント:

- ・セシウム137の総放出量は約 $1 \times 10^{-4}$ TBqであり、審査ガイドが示す100TBq以下を確認



格納容器破損防止対策・放射性物質の拡散抑制例

# 東海第二発電所における新規制基準への適合方針

新規制基準の構成		規制要求内容	これまでの評価・主な対策	新規制基準を踏まえた主な対策内容		
設計基準対象施設 (強化)	自然現象に対する対策	地震	最新の知見を踏まえ、適切な基準地震動が策定されていること	耐震バックチェックにおける評価 (Ss-D : 600 ガル、Ss-1 : 516 ガル)	これまでの調査結果や最新の知見を踏まえ、検討用地震を見直し基準地震動を策定 (基準地震動として3波策定 : 新 Ss-D : 700 ガル、新 Ss-1 : 788 ガル、新 Ss-2 : 901 ガル)	
			基準地震動による地震力に対して、安全機能が損なわれるおそれがないものであること	耐震バックチェックにおける評価	耐震重要施設が設置される基礎地盤は、基準地震動による地震力に対して十分な安全性を有していることを確認。耐震重要施設については、基準地震動による地震力に対して安全機能が損なわれない設計とする。 【耐震裕度向上対策】施設の評価結果に応じてサポート追設、改造等	
		津波	最新の知見を踏まえ、適切な基準津波が策定されていること	想定津波高さ : (平成 24 年 8 月) 取水口前面 T.P. +9.52m	これまでの調査結果や最新の知見を踏まえ、複数の考慮する波源のうち最大となるプレート間地震による津波評価(地震規模、すべり量、破壊開始点の不確かさ等の影響を考慮)に基づき基準津波を策定(取水口前面での最高水位 : T.P. +14.3m)	
			基準津波に対して、安全機能が損なわれるおそれがないものであること	重要な建屋扉の水密化	防潮堤の設置、重要な建屋扉の水密化 他	
	その他の自然現象(火山、竜巻等)	火山、竜巻等により安全性が損なわれないこと	【火山灰】空調フィルタによる対応 【竜巻】竜巻発生兆候時における電源車等の建屋内退避の運用	【火山灰対策】空調フィルタの予備品準備 他 【竜巻対策】屋外配置の資機材等の固縛 他		
	内部溢水対策	溢水により安全性が損なわれないこと	堰の設置、建屋内扉の水密化	耐震 B、C クラス機器の耐震補強、扉の水密化、貫通部の止水処理、防護カバーによる被水防止 他		
	火災防護対策	火災により安全性が損なわれないこと	ケーブルに防火塗料塗布(交差部分、垂直部分等)、火災発生防止、火災感知及び消火並びに火災の影響の軽減の3方策を適切に組み合わせ	ケーブルに防火塗料塗布(ケーブル全長) 火災感知設備と消火設備の設置、耐火隔壁の設置 他		
	その他(外部電源の信頼性)	電気系統の信頼性確保	異なる変電所に接続、送電線回線の物理的分離などの信頼性確保 送電鉄塔基礎の安定性に問題なし	同左		
	重大事故等対処施設 (新規)	炉心損傷防止対策	停止	原子炉緊急停止失敗時の対策	代替制御棒挿入機能(ARI)、代替原子炉再循環ポンプトリップ機能(RPT)の設置 他	同左
			電源	必要な電源の対策	非常用ディーゼル発電機、電源融通、蓄電池 他	常設代替高圧電源装置の設置、可搬型代替低圧電源車の配備、可搬型代替直流電源設備の配備 他
水源			必要な水源の確保	復水貯蔵タンク 他	淡水貯水池の設置 他	
冷却・減圧			原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の対策	高圧炉心スプレイ系 原子炉隔離時冷却系	常設代替直流電源設備による原子炉隔離時冷却系への給電、原子炉隔離時冷却系の現場手動起動、高圧代替注水系の設置(常設) 他	
			原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策	主蒸気逃がし安全弁駆動用の高圧窒素ガスポンプ、不活性ガス系、自動減圧系 他	主蒸気逃がし安全弁駆動用の予備高圧窒素ガスポンプの配備、窒素発生装置配備 他	
			原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の対策	残留熱除去系、低圧炉心スプレイ系 消火系/復水移送系 他	低圧代替注水系(常設、可搬型)の設置 他	
			最終ヒートシンク(最終的な熱の逃がし場)確保	残留熱除去系海水系	代替残留熱除去系海水系(可搬型代替注水中型ポンプ)の配備 格納容器圧力逃がし装置(フィルタ付ベント装置)の設置 他	
事故後の影響緩和		格納容器破損防止対策	格納容器内雰囲気冷却、減圧	格納容器スプレイ冷却系	代替格納容器スプレイ冷却系(常設、可搬型)の設置 他	
			格納容器の過圧破損防止	耐圧強化ベント系	格納容器圧力逃がし装置(フィルタ付ベント装置)の設置 他	
			格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却	消火系/復水移送系	格納容器下部注水系(常設、可搬型)の設置 他	
		放射性物質の拡散抑制	格納容器内の水素爆発防止	可燃性ガス濃度制御系 格納容器雰囲気の不活性化	格納容器圧力逃がし装置(フィルタ付ベント装置)の設置	
			原子炉建屋内の水素爆発防止	原子炉建屋ベント	格納容器頂部注水系(常設、可搬型)の設置 静的触媒式水素再結合器の設置 他	
			格納容器破損時等の放射性物質の拡散抑制	—	可搬型放水装置(可搬型代替注水大型ポンプ、放水ノズル)の配備 海洋への拡散抑制設備(シルトフェンス)の配備 他	
事故対応の基盤整備		中央制御室	重大事故が発生した場合において運転員がとどまるために必要な設備の設置	直流電源による非常用照明 中央制御室換気系	空調、照明等への代替交流電源設備からの給電、重大事故を考慮した換気及び遮へい設計 他	
		緊急時対策所	重大事故等に対応	緊急時対策室建屋(免震棟)	重大事故を考慮した緊急時対策所の設置	
使用済燃料プール(冷却)	使用済燃料プールの冷却	燃料プール冷却浄化系、残留熱除去系	代替燃料プール注水系(常設、可搬型)の設置 他			



# 東海第二発電所からのお知らせ

東海第二発電所は、新規制基準への適合性確認の審査を受けるための準備を進めております。なお、新規制基準への適合性確認は、安全性向上に資するものであり、再稼働に直結するものではありません。  
ここでは、新規制基準に対応する主な対策についてご説明します。

## 東海第二発電所における主な対策

〈主な対策区分〉

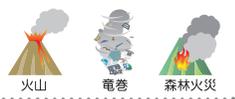
重大事故（シビアアクシデント）<sup>※1</sup>・テロ対策

自然現象・火災・内部溢水・電源の信頼性向上などへの対策

地震・津波対策

※1 重大事故（シビアアクシデント）：炉心損傷や格納容器の破損などの重大な事故のこと

自然現象

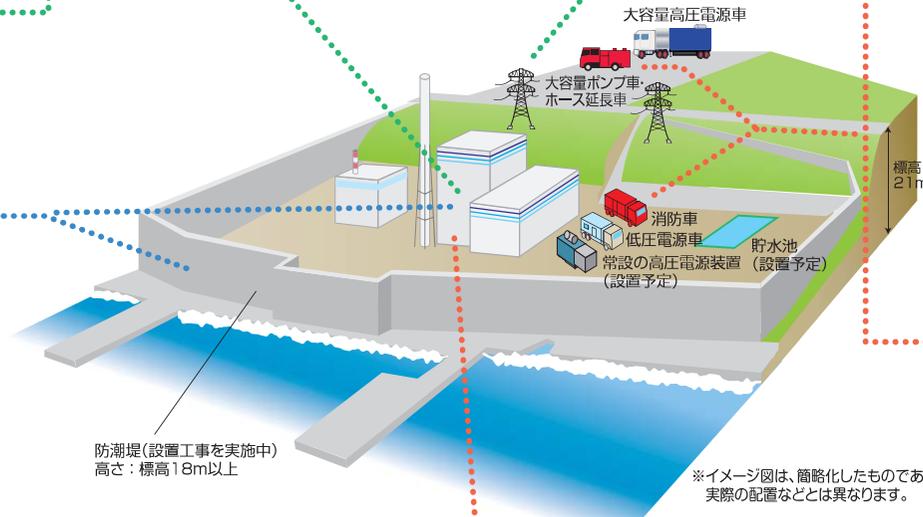


火山

竜巻

森林火災

対策イメージ図



※イメージ図は、簡略化したものであり、実際の配置などとは異なります。

### 自然現象に対する対策

火山・竜巻・森林火災などの影響を評価し、防護措置を実施予定。

### 火災に対する対策

火災の発生防止、感知・消火、影響軽減の各防護措置を実施予定。

### 内部溢水<sup>※2</sup>に対する対策

施設内の配管等の破損などにより水があふれた場合に備えて、浸水防止壁の設置や貫通部の止水処理などを実施予定。<sup>※2</sup> 溢水：水があふれること

### 地震・津波対策

地震対策：

基準地震動<sup>※3</sup>をより厳しく見直し、安全上重要な設備の安全機能が損なわれない設計であることを確認するとともに、地震対策を継続実施中。

津波対策：

東北地方太平洋沖地震の知見などを踏まえ、防潮堤の設置工事を実施中。これに加え、安全上重要な設備の扉を水密扉に取替え済。

※3 基準地震動：発電所の敷地に大きな影響を及ぼすおそれのある地震の揺れ  
(設置例)



原子炉建屋の水密扉（設置済）

### 格納容器破損防止対策、放射性物質の拡散抑制対策

万一重大事故が発生した場合でも、放射性物質の放出による周辺環境への影響をできるだけ緩和するため、格納容器圧力逃がし装置（フィルタ付ベント設備）の設置工事を実施中。

### 電源の信頼性向上

外部からの電力供給が同時に停止することのないように、異なる変電所に送電線を接続済。

### 炉心損傷防止対策

緊急時に電気を供給できるように、常設の高圧電源装置を設置予定。



津波の影響を受けない高台に大容量高圧電源車（5台）を配備済



常設の高圧電源装置（設置予定）

電源がなくても原子炉などへ冷却水を供給できるように、大容量ポンプ車（6セット）を津波の影響を受けない高台に配備済（追加配備予定）。また、新たな水源として貯水池を設置予定。



### 意図的な航空機衝突への対応

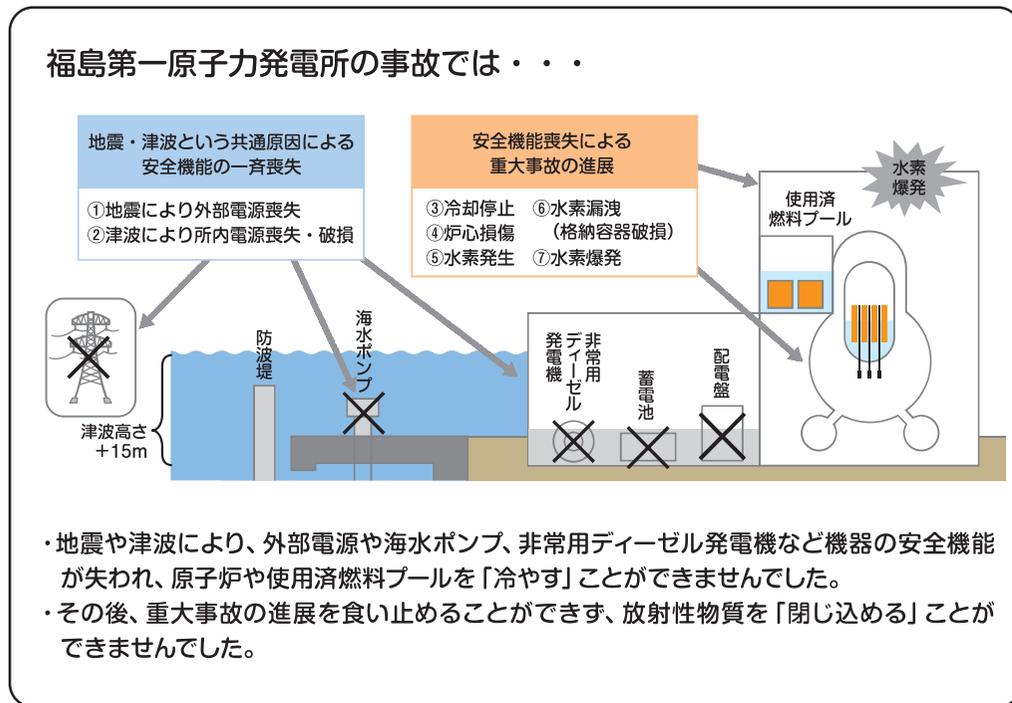
故意による大型航空機の衝突その他のテロに対処するため、バックアップの制御室や電源・水源を備えた施設の設置を予定。

私たち原電は、東海第二発電所の安全対策に全力で取り組んでいます。

# 新規制基準についてご説明します。

福島第一原子力発電所の事故の教訓等を踏まえ、原子力発電所の規制基準が見直され、平成25年7月8日に新規制基準が施行されました。新規制基準では、新たに重大事故（シビアアクシデント）\*を防ぐ対策と緩和する対策が要求されています。

\*重大事故（シビアアクシデント）：炉心損傷や格納容器の破損などの重大な事故のこと



福島第一原子力発電所事故の教訓や海外の規制要求等を踏まえ、「新規制基準」の施行（平成25年7月8日）

従来の規制基準	新規制基準
重大事故を防止するための基準 (単一の機器の故障を想定しても炉心損傷に至らないことを確認)	重大事故を防止するため、従来の規制基準に関する要求が強化されました。加えて、規制基準に該当する機能が喪失した場合においても、重大事故を防ぐ対策と緩和する対策が要求されています。
	<b>新設</b> 意図的な航空機衝突への対応
	テロによる燃料の損傷への備え
	<b>新設</b> 放射性物質の拡散抑制対策
	重大事故に備え、格納容器の破損の防止や、環境への放射性物質の放出を抑制する対策
	<b>新設</b> 格納容器破損防止対策
	燃料の損傷を防ぐため、原子炉や使用済燃料プールを冷やすための対策
	<b>新設</b> 炉心損傷防止対策 (複数の機器故障を想定)
	燃料の損傷を防ぐため、原子炉や使用済燃料プールを冷やすための対策
	<b>新設</b> 内部溢水*に対する考慮(新設)
	配管破損などにより発生する水への対策
<b>新設</b> 自然現象に対する考慮	自然現象に対する考慮 (火山・竜巻・森林火災を新設)
	自然現象による発電所への影響を防止
<b>新設</b> 火災に対する考慮	火災に対する考慮
	安全施設内部での火災発生防止などの対策
<b>新設</b> 電源の信頼性	電源の信頼性
	外部からの電源を供給する回線を異なる変電所に接続するなどの対策
<b>新設</b> その他の設備の性能	その他の設備の性能
<b>強化</b> 耐震・耐津波性能	耐震・耐津波性能
	地震や津波による発電所への影響を防止

\*溢水：水があふれること。  
原子力規制委員会資料（2013.7.3）をもとに作成

**東海第二発電所の現況：**燃料は原子炉から全て取り出され、使用済燃料プールで冷却しています。

お問い合わせ先  
土日祝日を除く 9時～17時

**日本原子力発電株式会社**

茨城総合事務所 茨城県水戸市笠原町978-25 TEL:029-301-1511  
東海事務所 茨城県那珂郡東海村白方1-1 TEL:029-287-1250

当社ホームページ  
<http://www.japc.co.jp/>

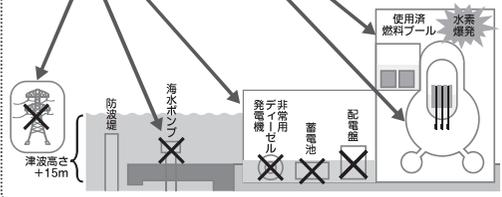
# 東海第二発電所の新規制基準に対応する主な対策についてお知らせいたします。

**げんぞく** 福島第一原子力発電所の事故の教訓等を踏まえ、平成25年7月に新しい規制基準が施行されました。東海第二発電所では、新規制基準に適合した安全対策に取り組んでいます。

## 福島第一原子力発電所の事故の経緯

福島第一原子力発電所の事故では、

- ・地震や津波により、外部電源や海水ポンプ、非常用ディーゼル発電機など機器の安全機能が失われ、原子炉や使用済燃料プールを「冷やす」ことができませんでした。
- ・その後、重大事故の進展を食い止めることができず、放射性物質を「閉じ込める」ことができませんでした。



お問い合わせ先 **日本原子力発電株式会社**  
 (土日祝日を除く) 茨城総合事務所 Tel. 029-301-1511  
 9時～17時 東海事務所 Tel. 029-287-1250  
 ●ホームページでも各対策をご紹介します (原電) で検索ください

## 東海第二発電所における主な対策

### 電源の信頼性向上 ①

外部からの電力供給が同時に停止することのないように、異なる変電所に送電線を接続済。

### 地震・津波対策 ②

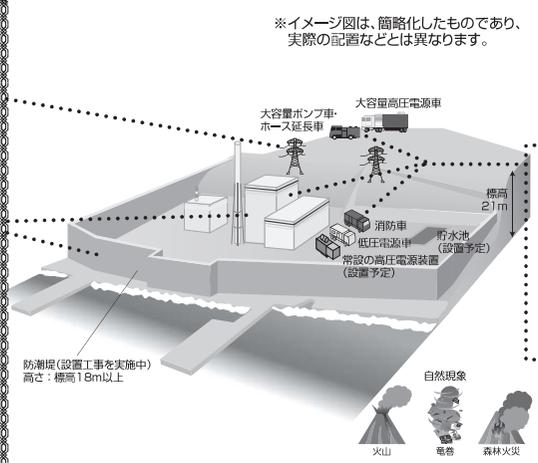
**地震対策:** 基準地震動<sup>※</sup>をより厳しく見直し、安全上重要な設備の安全機能が損なわれない設計であることを確認するとともに、地震対策を継続実施中。

**津波対策:** 東北地方太平洋沖地震の知見などを踏まえ、防潮堤の設置工事を実施中。これに加え、安全上重要な設備の扉を水密扉に取替え済。

※基準地震動: 発電所の敷地内で想定する最大の揺れ



原子炉建屋の水密扉(設置済)



※イメージ図は、簡略化したものであり、実際の配置などは異なります。

### 意図的な航空機衝突への対応

故意による大型航空機の衝突その他のテロに対処するため、バックアップの制御室や電源・水源を備えた施設を設置予定。

### 自然現象・火災・内部溢水対策

火山等の自然現象や火災への防護措置、および配管等の破損により水があふれた場合への対策を実施予定。

### 炉心損傷防止対策 ③④

緊急時に電気を供給できるように、常設の高圧電源装置を設置予定。



津波の影響を受けない高台に大容量高圧電源車(5台)を配備済

常設の高圧電源装置(設置予定)

電源がなくても原子炉などへ冷却水を供給できるように、大容量ポンプ車(6セット)を津波の影響を受けない高台に配備



済(追加配備予定)。また、新たな水源として貯水池を設置予定。

### 格納容器破損防止対策 ⑤⑥⑦ 放射性物質の拡散抑制対策

万一の重大事故に備え、水素検出器を設置済。また、水素を取り除く装置(水素再結合装置)を設置予定。重大事故が発生した場合でも、放射性物質の放出による周辺環境への影響をできるだけ緩和するため、格納容器圧力逃がし装置(フィルタ付ベント装置)の設置工事を実施中。

※新規制基準への適合性確認は、安全性向上に資するものであり、再稼働に直結するものではありません。